

— 大学における学芸員養成課程について —

学芸員資格取得が可能な大学

○ 302大学【令和2年4月1日時点】

⇒ 4年制大学…295大学（国立：57校、公立：21校、私立：217校）

⇒ 短期大学…… 7大学（公立：1校、私立：6校）

＜参考：（文科省委託）平成20年度大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査報告書より＞

大学における学芸員資格取得者数※学芸員資格取得が可能な大学322大学を対象に調査。回答回収率85.7%

平成17年度	平成18年度	平成19年度
9,663人	9,451人	8,588人

基礎
データ

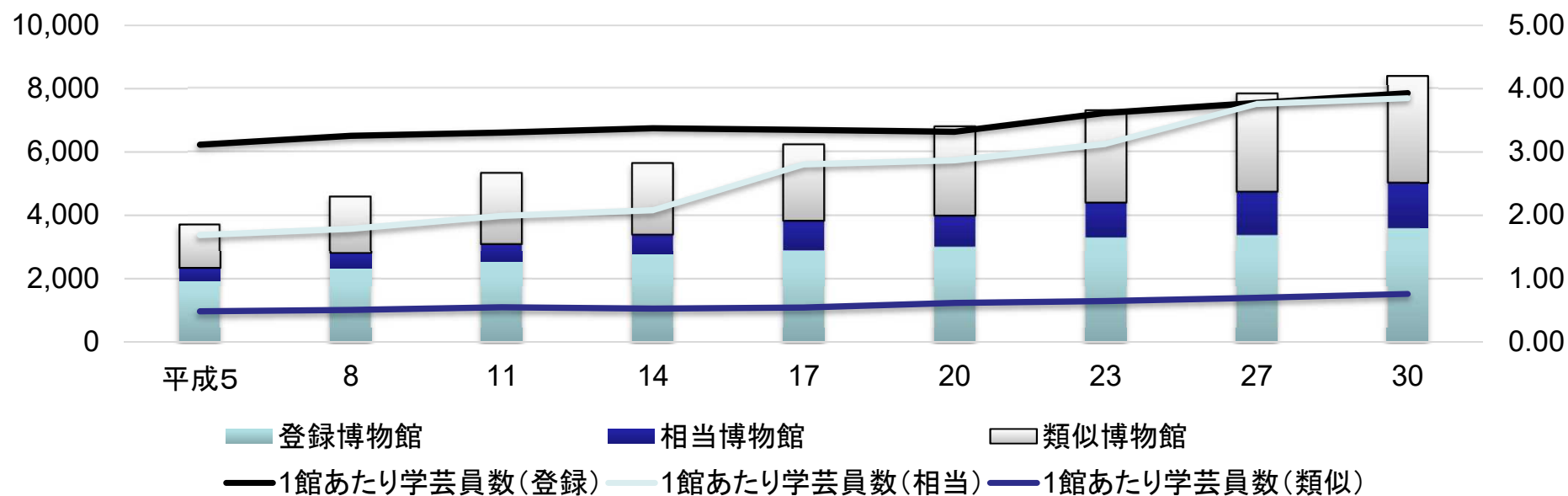
学芸員資格認定試験による合格者

試験認定 (全科目免除を含む)	出願者	合格者 (科目合格者を含む)
令和元年度	109名	86名 (78.6%)
平成30年度	107名	82名 (76.6%)
平成29年度	92名	40名 (43.5%)

審査認定	出願者	合格者	合格率
令和元年度	44名	19名	43.2%
平成30年度	40名	22名	55.0%
平成29年度	54名	21名	38.9%

令和元年度博物館の機能強化に関する調査報告概要 —大学における学芸員養成課程について—

学芸員数の推移及び一館当たり人数（平成30年度文部科学省社会教育調査報告書）



区分	平成5	8	11	14	17	20	23	27	30
学芸員数									
登録博物館	1,929	2,328	2,544	2,766	2,898	3,012	3,304	3,381	3,593
相当博物館	409	483	550	627	929	978	1,092	1,357	1,432
類似博物館	1,373	1,778	2,234	2,243	2,397	2,796	2,897	3,083	3,378
1館あたり学芸員数									
登録博物館	3.12	3.26	3.31	3.38	3.35	3.33	3.62	3.78	3.93
相当博物館	1.69	1.79	1.99	2.08	2.81	2.88	3.13	3.76	3.85
類似博物館	0.48	0.5	0.55	0.53	0.54	0.62	0.65	0.70	0.76

調査【1】

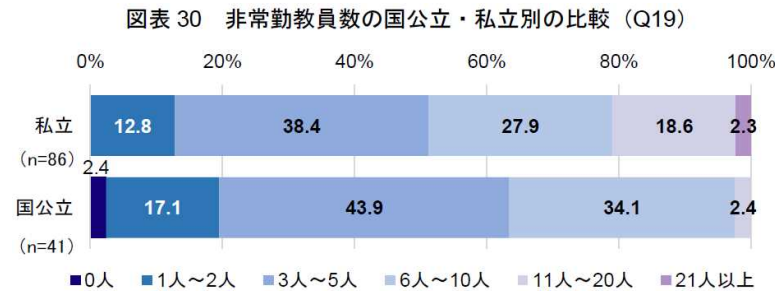
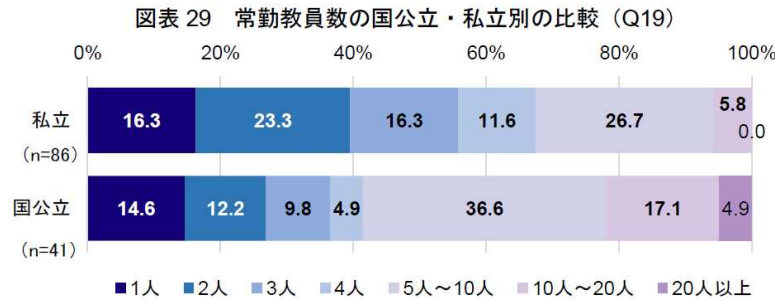
Webアンケート調査

- 調査対象：文化庁webサイト「学芸員養成課程開講大学一覧」のうち、課程廃止が確認されたものを除く299校
- 有効回答：127件（42%）※国公立41件、私立86件

養成課程に関わる職員数（常勤・非常勤）

常勤	n = 127	%、人
全体	127	100.0
平均値		5.25

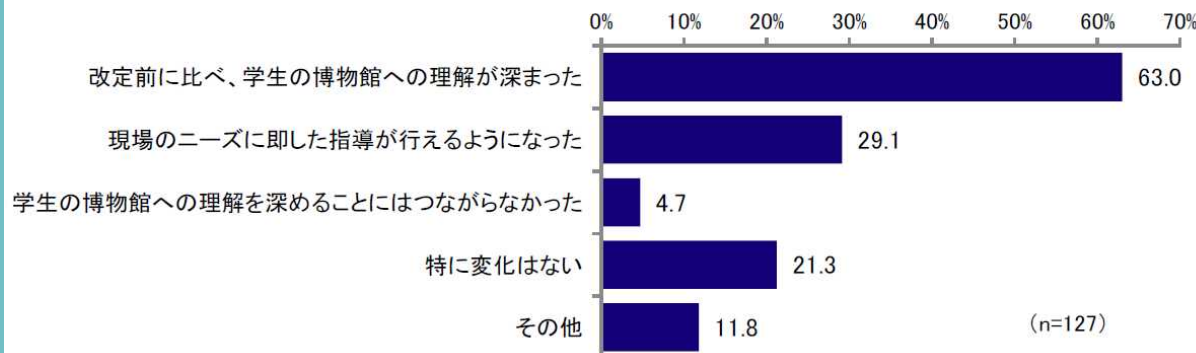
非常勤	n = 127	%、人
全体	127	100.0
平均値		6.41



○養成課程に関わる教員数は、常勤：平均5.25人
非常勤：平均6.41人

○私立の方が常勤教員が少なく、非常勤教員が多い大学が多い

単位数増加の教育への影響（平成24年度から8科目12単位→9科目19単位に増加）

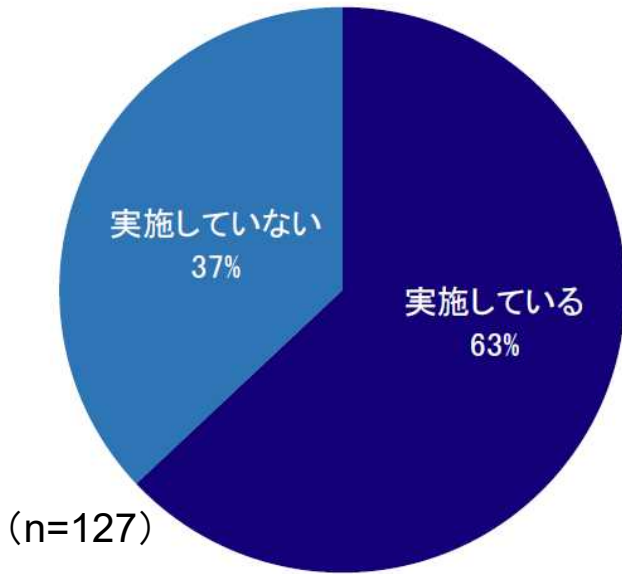


○「学生の博物館への理解が深まった」：63.0%という改善効果を認識する回答が多数

○「現場のニーズに即した指導が行えるようになった」：29.1%という回答が3割弱である一方、「特に変化はない」：21.3%といった回答が2割強

養成課程における新規分野との連携

図表 18 新規分野との連携に関する取組 (Q12)



○約 6 割 (63%) の大学が、博物館と観光やまちづくり、福祉分野等との連携について、学芸員養成課程における取組を実施

○具体的な取組内容は、講義での紹介が最多であるが、学外機関と連携し博物館実習に観光などのテーマを組み入れる、学外施設での実習や社会活動に取り組むなど、より踏み込んだ取組事例もあり

◆新規分野

博物館と観光やまちづくり、福祉等、これまでの博物館と関係性が強固ではなかった分野との連携。

<参考> 文化芸術基本法 (平成29年 6月施行) 【抄】

第二条 10 (前略) 文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

分野	まちづくり・地域連携	観光	福祉	環境・自然	学校教育
回答数	40	17	8	3	1

図表 19 新規分野との連携に関する取組の手法及び連携分野 (Q12 自由回答)

手法	講義での紹介	実習での紹介・体験	学外機関との連携	学生等による社会活動	学外関連施設での実習・体験など	学外関連施設見学	大学博物館との連携	詳細不明・未実施など
回答数	52	19	18	15	14	10	4	4

(n=80、カテゴリーは重複あり)

1 大学ごとの資格取得者数平均値の推移

図表 35 学芸員資格取得者数平均値 (Q15) (2009～2018 年度)



○直近10年 (2009 (H21) ~ 2018 (H30) 年度) における1大学ごとの学芸員資格取得者数の平均値は、2012 (H24) 年度まで30人超

○その後2015 (H27) 年度の24.1人まで減少が続き、以降は25人前後で一応の安定状況

1 大学ごとの博物館関係への就職者数推移

【博物館等関連施設就職者数 (2016～2018 年度)】



○博物館等関連施設への就職者数は、平均すると各大学1人に達しない

○同期間の1大学ごとの資格取得者数が、平均25人程度であることと比較しても、資格取得後の博物館関連就職は極めて狭き門

調査【2】

有識者への訪問ヒアリング調査及びメールアンケート調査

- 調査対象：ヒアリング（調査委員会における推薦）：10名、メールアンケート：44名
- 調査対象者属性：博物館長、学芸員、大学教員 等

博物館の果たすべき役割

基本機能の重要性

- 博物館の基本機能（文化財等の資料の「調査・研究」、「収集・保存」、「教育・展示」）を最も重視すべきといった指摘が多数。
- 近年博物館には、まちづくりや観光・福祉連携など「新たな社会的役割」が期待されているが、博物館がそれらの新たな役割を果たすためにも、本来の役割である基本機能の発揮が前提。

地域連携

- 基本機能に加え、博物館が立地する地域との連携や、地域住民への価値の還元を重視。
- 地域の人々が博物館資料を学ぶことを通じ、地域の課題に当事者意識を持つ必要がある。

観光連携

- 博物館単体ではなく、上記の博物館の基本機能を生かす中で、文化財を観光資源として生かし、他地域との差別化を図る。
- 博物館は、基本機能の発揮を通じ、地域と旅行者をつなぎ、域内の観光資源を周知する「ビジターセンター」のような地域の観光資源と訪問客を「つなぐ」役割を果たす。
- 基本機能の中でも特に、資料保存と文化財などの公開・展示との両立が必要。
- 外国人観光客に対応するためには、多言語対応が必要であるが、現状は不十分。

調査結果概要

学芸員の役割

学芸業務において役割を発揮することが前提

- 学芸員には調査研究を始めとする専門スキルが求められ、それらは大学の学芸員養成課程で磨かれるべき。
- 博物館が生み出した価値を社会に還元するためには、研究スキルに加え、教育・普及に資するスキルが重要。

地域との連携・地域住民への価値の還元が重要

- 「地域住民とともに活動しながら研究で得られた成果を還元」、「地域とのネットワーク構築」、「地域の博物館同士の連携促進」など、学芸員には「地域と関わり、地域に価値を還元する」ことが求められている。
- 地域との連携は、地域に密着した市町村レベルの学芸員において特に求められるもの。

博物館運営能力の必要性

- 「館を訪れた人をもてなす対人関係能力」、「博物館の運営に係る経営や事務スキル」など、博物館の運営等の経営管理や来館者業務に関するスキルも重要。
- 経営管理に関する役割は、本来学芸員以外の専門的スキルを持つ職員が配置されるべきだが、財政的余力がないため、学芸員が経営スキルを身に付けざるを得ない。

観光資源化による学芸員の負担増

- 学芸員の業務は多岐に渡るため、博物館の観光資源化は学芸員の負担を大きくする。
- 学芸員資格がなくとも観光振興を担う専門職の新たな設置や、学芸員養成課程に博物館と観光との関わり方に関する科目を設置し、観光に対する学芸員の理解の深化を図るべき。

S N S等を通じた広報活動

- 博物館情報を対外発信するツールとして、S N S等を利用した若年層を含めた広報が必要。
- 情報の提示は画像や動画、資料の解説も含めたコンテンツが有効。

学芸員養成課程

学びの内容

- 地域との関わりが重要であり、地域と博物館の関りを学ぶことができるような科目を設置すべき。
- また、博物館の成果を社会に還元していくための方法論や観光振興のために必要な発掘・調査研究のスキルを教示すべき。
- 現場での専門技能より、教養的な基礎能力を重視。博物館理論や哲学的思想、リベラルアーツを身につける。
- 目指すべき学芸員像や必要科目・学習内容のガイドライン、学芸員のキャリアパスの明確化。
- 従来の知識伝達型ではなく、アクティブ・ラーニングを通じた学生の主体的な学びを促す。

博物館実習

- 大学と実習現場の連携強化。
- 実習先や実習期間等について、博物館実習のガイドラインを明確にすべき。
- 実習期間について、「長期化し現場ニーズに基づいた教育をすべき」とする意見がある一方、「就職の保証がない中での長期化は難しい」とする意見もあり。
- 実習内容については、地域交流を通じた『コーディネート力』、事前の学内実習の義務付け、実習においても技術に留まらない基礎教養の習得等、その充実を求める意見があった。
- 実習に対する学生の意識の希薄さ、実習先とほぼ関わりのない学生の申込みなどを問題視。

学芸員養成課程

教育体制

- 現場職員が養成課程を担当することについては、「負担が大きい」、「ベテランや管理職が身に付けてきた技術や知識を教えている」等、批判的な意見多数。
- 博物館学の専任教員を必置とすべき。
- 4年制大学と短期大学、都市部と地方部、教員の専門分野によって指導内容の質が異なるなどの意見。
- 地域・現場と連携した実践的な指導が必要。

資格付与の在り方

- 大学卒と大学院卒、専門分化、実務経験に応じた資格付与といった観点から、資格の分化・階層化を促すべき。

前回改定の振り返り

- 科目数増加や科目内容の明確化は高い評価であった一方、科目によっては1単位講義、1単位演習とするなど、さらなる工夫を求めるとの意見あり。

その他

- 養成課程は実際に博物館資料を扱う実習ができる環境を整備している大学・学科に限定するべきとの意見あり。
- 学芸員就職者が少ないことについては、「文化に明るい市民的教養を身に着けた学生の輩出」、「安易に専門職養成だけを期待するのは望ましくない」といった意見がある一方、「就職者数の低さから、大学側が進路指導と資格取得プロセスの教示を強化すべき」、「より高い専門性を求める学生に対しては、専門職養成課程を設置することも視野に入れるべき」等、現状の養成課程が必ずしも専門性を持った学芸員の排出に繋がっていないとする意見もあり。
- 今後はオンラインでの講義科目を設置する等、新たな講義形式を検討すべき。

(参考資料)

博物館制度改正の経緯（1/4）

昭和26年12月 博物館法公布

昭和27年2月 博物館法施行

昭和27年8月 日本赤十字社法

- 博物館の設置者に日本赤十字社を追加

昭和30年7月 博物館法の一部を改正する法律

- **「人文科学学芸員」「自然科学学芸員」の区分を廃止**
- 博物館相当施設の規定（第29条）を追加

昭和34年4月 社会教育法の一部を改正する法律

- 博物館に関する国の補助は、「補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和29年法律第129号）」により、いずれも施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部に限定されていたが、これを恒常化するための法改正

昭和46年6月 許可・認可等の整理に関する法律

- 従来文部大臣が行ってきた都道府県所管の博物館相当施設の指定を、国が設置する施設を除き、都道府県教育委員会に移譲

昭和48年 公立博物館の設置及び運営に関する基準

昭和58年5月 博物館法施行規則の一部改正

- 文部大臣又は都道府県教育委員会が行う博物館相当施設の指定及び指定の取り消しに伴う官報公告を廃止。

博物館制度改正の経緯（2/4）

昭和58年12月 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

- 「国立博物館、国立科学博物館」を「博物館と同一の目的を有する国の施設」に改正

昭和61年12月 日本国有鉄道改革法等施行法

- 博物館資料の輸送費及び料金の割引に関する条文を削除

平成5年11月 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

- 登録の取消に係る陳述の機会に関する規定を削除

平成8年 博物館法第5条第2項の規定により学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を指定する告示

平成9年6月 私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に係る基準の告示

- 私立博物館において青少年を対象とした事業等への積極的な取組を促進するため、望ましい基準を定めるとともに、期待される取組を示した。
- 基準に合致する私立博物館の業務を行うことを主たる目的とする民法法人は、法人税法等に規定する要件を満たした場合に新たに特定公益増進法人として税制優遇措置の対象となる。

平成9年 公立社会教育施設整備費補助金については、平成9年度限りで施設整備に関する補助制度を廃止し、地方財政措置により対応。

平成10年 「昭和48年 公立博物館の設置及び運営に関する基準」における学芸員等の人数規定削除

平成11年7月 地方分権の推進を図るための関係法律の整理等に関する法律

- 登録博物館に関する都道府県教育委員会の文部大臣に対する報告義務に関する条文を削除

博物館制度改正の経緯（3/4）

平成14年8月 私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準の一部改正

- 週に1回以上は、児童・生徒の入場を無料にする等の措置を、青少年、親子等の私立博物館の李由生に対する優遇措置の例として示した

平成15年 公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準

平成18年6月 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

- 「民法第34条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改正

平成18年 教育基本法改正

平成18年9月 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議設置。審議事項は以下のとおり。

- (1) 博物館法の博物館について、
- (2) 博物館登録制度の在り方等、博物館評価について、
- (3) 学芸員資格制度の在り方について、
- (4) その他

平成19年3月 新しい時代の博物館制度の在り方について（中間まとめ）において、新しい学芸員制度のイメージを答申。

平成19年6月 新しい時代の博物館制度の在り方について（報告）にて、学芸員養成の充実方策について答申。

博物館制度改正の経緯（4/4）

平成20年 博物館法改正

- 博物館が行う事業に、学習の成果を活用して行う教育活動の機会を提供する事業を追加
- 博物館は、運営状況に関する評価及び改善な旅に地域住民等に対する情報提供に努めることを追加
- **文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員等の研修を行うよう努めることを追加**
- **社会教育施設等における一定の職に3年以上あったことを、学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるようにした**

平成21年 博物館法施行規則の改正（平成24年4月施行）

- **学芸員になるための資格取得方法のひとつである「博物館に関する科目の単位」に関する改正**

平成23年 博物館の設置及び運営上の望ましい基準

- **博物館法第8条の規定に基づき、告示を全部改正。**

平成27年4月 博物館法施行規則及び社会教育調査規則の一部改正の施行

- 博物館相当施設の指定手続を定める規定及び社会教育調査規則で定める博物館相当施設の定義を定める規定において、当該指定を行う主体に、指定都市の教育委員会を追加

平成27年4月 学芸員補の職と同等以上の職の指定の一部改正の施行

- **幼保連携型認定こども園において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職を追加**

基礎データ

博物館法における学芸員・職員に関する記載

条文の内容は読みやすいように適宜改めた。

【総論】

第1条 この法律は、社会教育法の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

第2条 この法律の「博物館」は、以下①②を満たすもの。

- ①歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて、これらの資料の調査研究をすることを目的とする機関
- ②このうち、地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人又は政令で定める法人（独立行政法人を除く。）が設置するもので登録を受けたもの

第3条 博物館は、おおむね次に掲げる事業を行う。

- ① 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示する。
- ② 博物館資料を博物館外で展示する。
- ③ 一般公衆に、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行う。
- ④ 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- ⑤ 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行う。
- ⑥ 博物館資料に関する報告書等を作成、頒布する。
- ⑦ 博物館資料に関する講演会等を主催する。
- ⑧ 博物館の所在地又はその周辺にある文化財の解説書、目録を作成する等一般公衆の文化財の利用の便を図る。
- ⑨ 社会教育における学習成果を活用して行う教育活動を行う。
- ⑩ 他の博物館等と緊密に連絡・協力し、博物館資料の相互貸借等を行う。
- ⑪ 教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助する。

【職員に関すること】

第4条 博物館に、館長を置く。館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

博物館に、専門的職員として学芸員を置く。学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他関連事業の専門的事項をつかさどる。

博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- ① 学士の学位を有する者で、博物館に関する科目19単位を修得したもの
- ② 大学に2年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得し、3年以上学芸員補の職にあったもの
- ③ 文部科学大臣が、前①②と同等以上の学力・経験を有すると認めたる者

【博物館の運営】

第8条 文部科学大臣は、博物館の設置・運営上望ましい基準を定める。

第9条 博物館は、運営状況の評価を行い、その結果に基づき博物館の運営の改善に必要な措置に努める。

第9条の2 博物館は、運営の状況に関する情報を積極的に提供しよう努める。

【登録】

第10条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、都道府県の教育委員会（指定都市の教育委員会を含む）に登録を受ける。

第12条 都道府県の教育委員会は、登録の申請があった場合、審査する。

- ① 博物館資料があること。
- ② 学芸員その他の職員を有すること。
- ③ 建物及び土地があること。
- ④ 一年を通じて150日以上開館すること。

【公立博物館】

第19条 公立博物館は、地方公共団体の教育委員会（又は地方公共団体の長）の所管に属する。

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に意見を述べる。

第23条 公立博物館は、入館料その他対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営にやむを得ない事情のある場合、必要な対価を徴収できる。

【私立博物館】

第27条 都道府県の教育委員会は、指導資料の作成・調査研究のため、私立博物館に必要な報告を求めることができる。都道府県の教育委員会は、私立博物館に、求めに応じて、専門的、技術的な指導・助言ができる。

第28条 国・地方公共団体は、私立博物館に、求めに応じて、必要な物資の確保につき援助ができる。

【博物館相当施設】

第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、

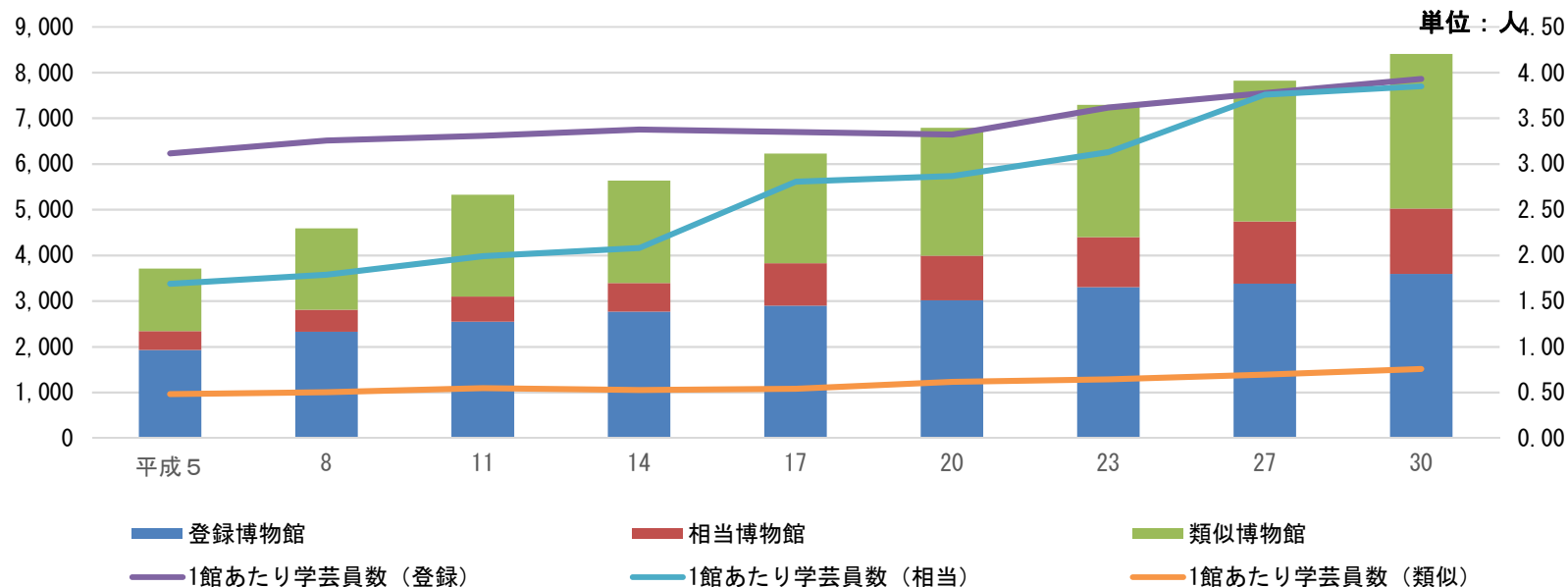
- ①国又は独立行政法人が設置する施設にあっては文部科学大臣が、
- ②その他の施設は都道府県の教育委員会（指定都市の教育委員会を含む）が、博物館相当施設として指定したものについて、第27条第2項の規定を準用する。（→指定要件は①資料を整備している、②専用の施設及び設備を有する、③学芸員に相当する職員がいる、④一般公衆の利用のために施設・設備を公開する、⑤一年を通じて100日以上開館する）

登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設における学芸員等の配置要件

	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
博物館法	法 2, 4, 10~16, 18, 19 条	法 29 条	なし
定義	都道府県教委又は指定都市教委の登録審査を受けた館	国・都道府県・指定都市教委が、登録館に類する事業を行う施設として指定した館	登録・相当施設以外で、社会教育調査上把握している館
登録要件 (設置主体)	教育委員会、首長部局 一般社団、財団法人、宗教法人 等	制限なし	制限なし
登録要件 (その他)	館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館 等	学芸員相当職員の必置 年間100日以上の開館 等	制限なし
登録・指定主体	都道府県教委、指定都市教委	国、都道府県教委、指定都市教委	制限なし
館数 (H30.10現在)	914 (15.9%)	372 (6.5%)	4,452 (77.6%)
設置者別内訳	公立 606、私立 308	国立 30、公立 179、私立 163	国立 198、公立 3,542、私立 712
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○標本等として用いる物品を輸入又は寄贈された場合、関税免除。 <small>(関定率法 第15条、同施行令 第17条)</small> ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能。 <small>(美術品公開促進法 第2条)</small> ○美術品補償制度の制度利用に基づき、一定条件の展覧会について、海外から借用する美術品の損害保険の負担軽減が可能。 <small>(展覧会における美術品損害の補償に関する法律)</small> ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能。 <small>(種の保存法 第12条第1項第9号、第48条の10)</small> <ul style="list-style-type: none"> ○土地等の譲渡を受けた場合、譲渡者に所得税の特別控除有。 <small>(租税特措法 第33条他)</small> ○施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮。 <small>(土地区画整理法 第95条)</small> ○激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助。【公立のみ】 <small>(激甚法 第16条)</small> ○設置主体の公益法人の認定が可能。【私立のみ】 <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法等の優遇が適用 ・施設の新増改築の費用に充てるために行う募金について、指定寄附金の適用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能。 ○美術品補償制度の制度利用に基づき、一定条件の展覧会について、海外から借用する美術品の損害保険の負担軽減が可能。 <small>(展覧会における美術品損害の補償に関する法律)</small> ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能。 ○施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮。 ○激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助。【公立のみ】 	<ul style="list-style-type: none"> ○登録・相当と同等レベルの施設の場合、激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助。【公立のみ】

学芸員数の推移及び一館当たり人数

文部科学省社会教育調査報告書



区分	平成5	8	11	14	17	20	23	27	30
学芸員数									
登録博物館	1,929	2,328	2,544	2,766	2,898	3,012	3,304	3,381	3,593
相当博物館	409	483	550	627	929	978	1,092	1,357	1,432
類似博物館	1,373	1,778	2,234	2,243	2,397	2,796	2,897	3,083	3,378
1館あたり学芸員数									
登録博物館	3.12	3.26	3.31	3.38	3.35	3.33	3.62	3.78	3.93
相当博物館	1.69	1.79	1.99	2.08	2.81	2.88	3.13	3.76	3.85
類似博物館	0.48	0.5	0.55	0.53	0.54	0.62	0.65	0.70	0.76

博物館関係職員数の推移

表-7 職員数（全体／時系列比較）

		平成9年		平成16年		平成20年		平成25年		
		N=		N=		N=		N=		
館長	常勤館長総数	1,891	1,056人	2,030	1,133人	2,257	1,285人	2,258	1,219人	
	館長が常勤している館の割合		55.8%		55.8%		56.9%		54.0%	
常勤職員	常勤職員のある館の割合	1,654	92.6%	1,997	86.9%	2,089	82.0%	2,161	83.4%	
	常勤職員総数(館長を除く)	1,654	13,178人	1,997	13,592人	2,089	13,784人	2,161	13,665人	
	内訳		副館長		531人		571人		607人	578人
			学芸系職員総数		4,494人		4,591人		4,914人	4,634人
			事務・管理系職員総数		4,936人		5,208人		4,703人	3,624人
			学芸・事務管理系職員		3,216人		3,222人		3,560人	4,829人
	1館当たりの常勤職員数(館長を除く／平均)			7.97人		6.80人		6.60人		6.32人
	内訳	副館長	1,654	0.32人	1,997	0.29人	2,089	0.29人	2,161	0.27人
		学芸系職員		2.72人		2.30人		2.35人		2.14人
		事務・管理系職員		2.98人		2.61人		2.25人		1.68人
学芸・事務管理系職員		1.94人		1.61人		1.70人		2.23人		
非常勤職員	非常勤職員のある館の割合	1,654	41.9%	1,997	46.4%	2,089	53.0%	2,161	53.9%	
	非常勤職員総数	1,654	2,802人	1,997	3,732人	2,089	4,466人	2,161	5,185人	
	内訳		副館長		100人		81人		140人	98人
			学芸系職員総数		933人		1,131人		1,410人	1,364人
			事務・管理系職員総数		1,104人		1,688人		1,838人	1,571人
			学芸・事務管理系職員		665人		832人		1,078人	2,152人
	1館当たりの非常勤職員数(館長を除く／平均)			1.69人		1.87人		2.14人		2.40人
	内訳	副館長	1,654	0.06人	1,997	0.04人	2,089	0.07人	2,161	0.05人
		学芸系職員		0.56人		0.57人		0.67人		0.63人
		事務・管理系職員		0.67人		0.85人		0.88人		0.73人
学芸・事務管理系職員		0.40人		0.42人		0.52人		1.00人		

博物館における様々な課題

○ 自館における課題として、「ICTを利用した新展示方法のみ導入」「財政面の厳しさ」「施設設備の老朽化」「職員不足」を挙げる館の割合が多い。財政面・人材面・施設面等、多角的な解決策が必要。

表13-1-2 自館の問題点〔館種別〕 (％)

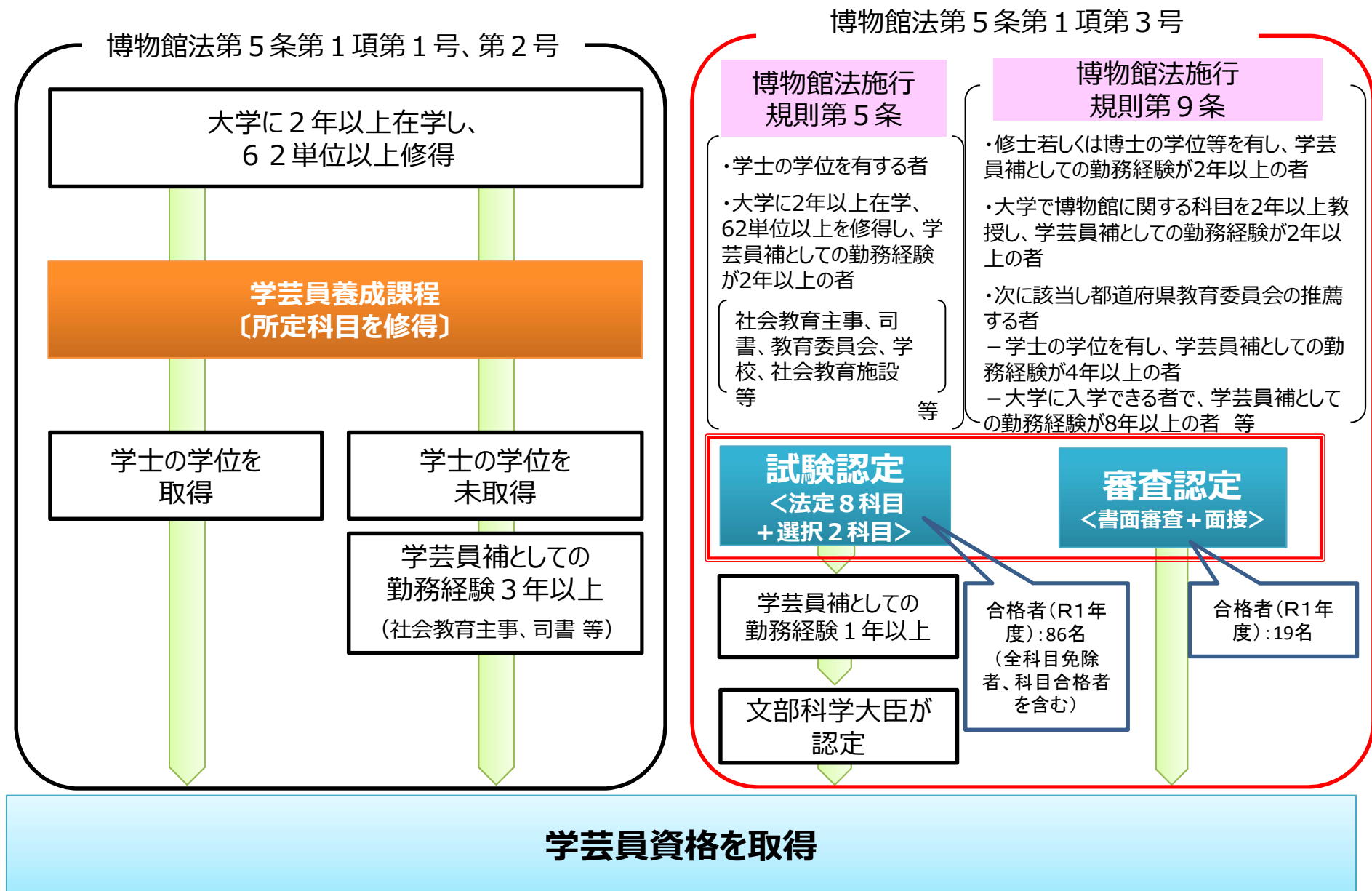
館種 順位	総合	郷土	美術	歴史	自然史	理工	動物園	水族館	植物園	動水植
1	ICTを利用した新展示方法の未導入 90.8	ICTを利用した新展示方法の未導入 85.6	財政面の厳しい状況 80.5	ICTを利用した新展示方法の未導入 82.8	財政面の厳しい状況 80.4	施設設備の老朽化 75.7	施設設備の老朽化 83.7	施設設備の老朽化 66.0	財政面の厳しい状況 82.5	施設設備の老朽化 83.3
2	財政面の厳しい状況 87.2	財政面の厳しい状況 83.5	ICTを利用した新展示方法の未導入 80.1	財政面の厳しい状況 79.7	ICTを利用した新展示方法の未導入 76.1	財政面の厳しい状況 75.7	財政面の厳しい状況 83.7	職員不足 62.3	施設設備の老朽化 70.0	資料・資料目録のデジタル化が不十分 75.0
3	施設設備の老朽化 83.5	資料・資料目録のデジタル化が不十分 80.0	調査研究活動が不十分 71.9	資料・資料目録のデジタル化が不十分 74.3	職員不足 73.9	常設展示の更新が不十分 74.8	職員不足 76.7	施設が手狭 58.5	職員不足 67.5	施設が手狭 66.7
4	資料・資料目録のデジタル化が不十分 82.6	常設展示の更新が不十分 76.8	入館者の確保が不十分 71.7	調査研究活動が不十分 72.2	常設展示の更新が不十分 71.7	ICTを利用した新展示方法の未導入 74.8	新たな資料入手が困難 67.4	資料・資料目録のデジタル化が不十分 58.5	危機管理の取組みが不十分 65	高齢者・障害者対応が不十分 66.7
5	未整理の資料が多い 80.7	調査研究活動が不十分 76.1	職員不足 71.5	職員不足 69.7	資料・資料目録のデジタル化が不十分 65.2	職員不足 68.9	資料・資料目録のデジタル化が不十分 67.4	ICTを利用した新展示方法の未導入 56.6	資料・資料目録のデジタル化が不十分 62.5	調査研究活動が不十分 66.7
6	職員不足 79.8	職員不足 75.1	図書館等との連携・協力が不十分 67.7	入館者の確保が不十分 68.7	調査研究活動が不十分 64.1	調査研究活動が不十分 64.1	ICTを利用した新展示方法の未導入 67.4	調査研究活動が不十分 54.7	常設展示の更新が不十分 62.5	他の博物館との交流が少ない 66.7
7	調査研究活動が不十分 77.1	施設設備の老朽化 74.7	新たな資料入手が困難 66.6	中・長期的な目標・計画の未設定 67.6	施設設備の老朽化 63.0	来館者のためのサービス施設が不十分 62.1	駐車場の不足 62.8	財政面の厳しい状況 54.7	ICTを利用した新展示方法の未導入 62.5	図書館等との連携・協力が不十分 66.7
8	施設が手狭 73.4	良好な資料保存が困難 74.4	資料・資料目録のデジタル化が不十分 64.3	危機管理の取組みが不十分 66.9	未整理の資料が多い 63.0	施設が手狭 61.2	調査研究活動が不十分 60.5	図書館等との連携・協力が不十分 50.9	図書館等との連携・協力が不十分 60.0	職員不足 58.3
9	職員研修の不足 72.5	中・長期的な目標・計画の未設定 74.0	職員研修の不足 64.1	他の博物館との交流が少ない 66.4	新たな資料入手が困難 60.9	中・長期的な目標・計画の未設定 59.2	危機管理の取組みが不十分 60.5	新たな資料入手が困難 47.2	来館者のためのサービス施設が不十分 57.5	新たな資料入手が困難 58.3
10	入館者の確保が不十分 71.6	大学・研究機関との連携の不十分 73.0	大学・研究機関との連携の不十分 63.0	常設展示の更新が不十分 66.2	施設が手狭 59.8	図書館等との連携・協力が不十分 59.2	施設が手狭 58.1	良好な資料保存が困難 47.2	入館者の確保が不十分 57.5	良好な資料保存が困難 58.3

【出典】日本の博物館総合調査報告書（平成29年3月 公益財団法人 日本博物館協会）

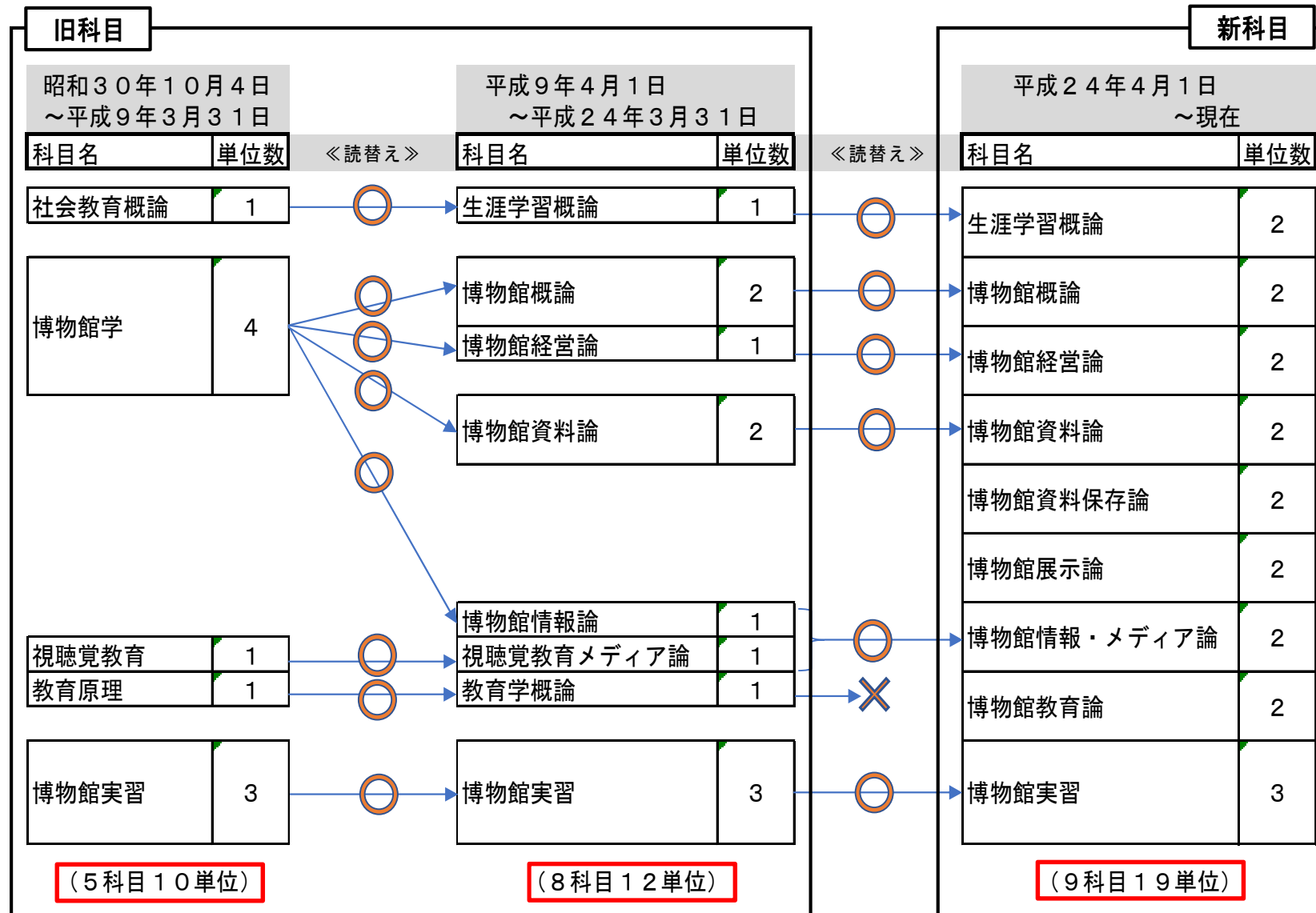
学芸員養成制度・研修関係

学芸員制度の概要

● 指導者の養成（資格付与）



「学芸員資格取得に関する単位及び試験科目」新旧科目の比較



学芸員養成大学数の推移

<各年度4月1日時点>

	平成24年		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
全体	298 (※1)	～	305	302	302	304	302
新規	—		1	1	3	2	—
変更	—		38	35	42	30	—
廃止	—		4	1	1	4	—

(出典) 文部科学省・文化庁調べ

※1 平成23年度中に新規の届出があった大学数

<留意事項>

- 新規、変更、廃止の数は当該年度に次年度からの体制について、届出があった数とする。
- 学生の募集は停止する場合でも在校生がいる場合は変更として算出している。

<参考 令和2年4月1日現在の大学内訳>

- 4年制大学 295校 (国立57 公立21 私立217)
- 短期大学 7大学(部) (公立1 私立6)

学芸員養成課程開講大学／令和2年4月1日現在：302大学

〔4年制大学〕295大学

（国立大学）57

北海道大学 北海道教育大学 帯広畜産大学 弘前大学 岩手大学 東北大学 山形大学 福島大学 茨城大学 筑波大学 群馬大学 埼玉大学
千葉大学 東京大学 東京学芸大学 東京農工大学 東京芸術大学 東京海洋大学 お茶の水女子大学 一橋大学 横浜国立大学（●）
新潟大学 富山大学 金沢大学 福井大学 山梨大学 信州大学 岐阜大学 静岡大学 名古屋大学 愛知教育大学（●） 三重大学 京都大学
京都教育大学 京都工芸繊維大学 大阪大学 大阪教育大学 神戸大学 奈良教育大学 奈良女子大学 和歌山大学 鳥取大学 島根大学 岡山大学
広島大学 山口大学 徳島大学 鳴門教育大学 愛媛大学 高知大学 福岡教育大学 九州大学 佐賀大学 熊本大学 宮崎大学 鹿児島大学 琉球大学

（公立大学）21

札幌市立大学 秋田公立美術大学 群馬県立女子大学 高崎経済大学 東京都立大学 長岡造形大学 金沢美術工芸大学 都留文科大学
静岡文化芸術大学 愛知県立大学 愛知県立芸術大学 滋賀県立大学 京都市立芸術大学 京都府立大学 大阪市立大学 尾道市立大学
県立広島大学 広島市立大学 山口県立大学 北九州市立大学 沖縄県立芸術大学

（私立大学）217

札幌大学 札幌学院大学 札幌国際大学 苫小牧駒澤大学 北翔大学 北海学園大学 弘前学院大学 盛岡大学 石巻専修大学 尚絅学院大学
東北学院大学 東北生活文化大学 東北福祉大学 宮城学院女子大学 東北芸術工科大学 いわき明星大学 茨城キリスト教大学 筑波学院大学
常磐大学 文星芸術大学 跡見学園女子大学 埼玉学園大学 十文字学園女子大学 尚美学園大学 駿河台大学 文教大学 江戸川大学
川村学園女子大学 城西国際大学 聖徳大学（※） 千葉科学大学 千葉経済大学 東京情報大学 東京成徳大学 和洋女子大学 青山学院大学
桜美林大学 大妻女子大学 学習院大学 学習院女子大学 北里大学 共立女子大学 国立音楽大学 慶応義塾大学 工学院大学 國學院大學
国際基督教大学 国土館大学 駒澤大学 駒沢女子大学 実践女子大学 淑徳大学 上智大学 昭和女子大学 女子美術大学 白梅学園大学
杉野服飾大学 成城大学 聖心女子大学 清泉女子大学 専修大学 大正大学 大東文化大学 玉川大学（※） 多摩美術大学 中央大学 帝京大学
帝京科学大学 帝京平成大学（※） 東海大学 東京家政大学 東京家政学院大学 東京工芸大学 東京女子大学 東京造形大学 東京都市大学
東京農業大学 東洋大学 二松學舎大学 日本大学 日本獣医生命科学大学 日本女子大学 文化学園大学 法政大学 武蔵大学 武蔵野音楽大学
武蔵野美術大学（※） 明治大学 明治学院大学 明星大学 目白大学 立教大学 立正大学 和光大学 早稲田大学 他

〔短期大学（部）〕7大学

（公立短期大学）1


山形県立米沢女子短期大学

（私立短期大学）6

帯広大谷短期大学 郡山女子大学短期大学部 國學院大學栃木短期大学 大谷大学短期大学部 華頂短期大学 大阪青山短期大学

【注釈】（※）は通信課程設置大学、（●）は在学生のみ受講可能

博物館専門人材への研修事業

2020年度予算額 56百万円 

文化庁では、博物館全体における学芸員等の資質向上のための研修を実施。
その他、独立行政法人等において、文化財の保存・修復等、専門性に応じた研修を実施。



- 文化庁（文化振興基盤整備費）で実施する研修

<p>【博物館学芸員専門講座（3日間）】 学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。</p>	<p>【博物館長研修（3日間）】 新任館長に、管理・運営や、博物館を取り巻く社会の動向などの研修を行う。</p>
<p>【学芸員等在外派遣研修（3か月～1年）】 学芸員等を諸外国の博物館等に派遣し、先進的な展示、教育普及活動等を通じて、国の博物館施策に反映させるとともに、地域の専門職員の研修・職務で有効活用する。</p>	<p>【ミュージアム・マネジメント研修（3日間）】 事務系・学芸系とわず、管理運営に関わる職員に、企画及び管理運営に必要な知識や博物館を取り巻く社会動向について研修を行う。</p>
<p>【ミュージアム・エデュケーション研修（5日間）】 現職学芸員等、教育普及を担当する職員に知識・技能を修得させるための研修を行い、博物館運営全体に教育的配慮をもって関わることが出来る人材を育てる。</p>	<p>【全国博物館長会議】 日本博物館協会と文化庁の共催</p>

※上記以外にも、文化庁関係機関において、学芸員・文化財保護専門技術者を対象とした研修会等を実施し、現職学芸員や文化財保護に携わる専門技術者等の資質の向上に向け取り組んでいます。

(参照) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bi_jutsukan_hakubutsukan/kenshu/pdf/92386101_01.pdf

関係各国公私立大学長 殿

文化庁企画調整課長

(併) 博物館振興室長

清水 幹治



(印影印刷)

令和2年度における学芸員養成課程に係る博物館実習の実施に当たっての留意事項
について (通知)

博物館法施行規則(昭和30年10月4日文部省令第24号)第1条に基づき、博物館に関する科目を開設している大学におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について、「令和2年度における大学等の授業の開始等について」(令和2年3月24日付け元文科高第1259号高等教育局長通知)等を踏まえ、必要な感染症対策を講じ、準備を進めていただいていることと存じます。

博物館に関する科目のうち、博物館実習の実施に当たって留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので通知します。

記

1 実施時期、期間、内容等の調整

- (1) これまで博物館実習の実施に当たっては、博物館実習ガイドライン(2009(平成21)年4月)(以下「ガイドライン」という。)に基づき実施されているが、館園実習(以下「実習」という。)に当たっては、登録博物館又は博物館相当施設(大学においてこれに準ずると認めた施設を含む。)(以下「博物館」という。)と協議の上、実施時期を収束後とすることも検討していただきたい。
- (2) ガイドラインでは、実習の単位を1単位相当以上、時間数を延べ30時間から45時間程度以上、期間を5日間以上としているが、休館している博物館も多く通常期と同様な実習を行うことが困難な場合もあると考えられることから、受け入れる博物館の実情を考慮し、実習の一定割合を学内実習に振り替えることや、例外的に演習等で実習に代えることも可能とするなど、実施内容を弾力的に検討いただきたい。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月9日に示した3つの条件(換気の悪い密室空間、

多くの人が密集、近距離での会話や発生)が重ならないようにすること等に留意し、実習の内容、方法等について受け入れ先の博物館と相談しつつ弾力的に検討していただきたい。また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記の文化庁ウェブサイトなどを通じて関係省庁や自治体等からの最新の情報も十分に踏まえて対応いただきたい。

○文化庁ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html

2 学生への事前指導

- (1) 実習の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対策を学生に徹底していただくこと。実習中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。
- (2) 実習に参加予定の学生の家族等の感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は実習への参加を見送るよう指導していただくこと。
- (3) 実習中は受入先である博物館の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、博物館と相談の上、自宅で休養することを学生に徹底すること。

3 実習中の留意事項

学生の感染が判明した場合や、地域の感染拡大の状況等により急遽、実習を中止せざるを得ない場合などにおいては、大学、博物館、学生が速やかに連絡を取り合うことができるよう確実に連絡体制を構築していただくこと。

4 実習後の留意事項

- (1) 実習中の状況により、十分に実施できなかった内容があった場合には、大学は事後指導等において、補足的な内容の授業等を行っていただきたいこと。
- (2) 実習後に学生の感染が判明した場合、大学は博物館に速やかに連絡するとともに、「令和2年度における大学等の授業の開始について」（令和2年3月24日付け元文科高1259号高等教育局長通知）等を踏まえ、適切な対応を行っていただきたいこと。

(本件担当)

文化庁企画調整課博物館振興室
博物館人材養成係

TEL 03-5253-4111 (内線 4772)

E-mail museum@next.go.jp